

議案第一百十号

宇部市立保育所条例中一部改正の件

宇部市立保育所条例（平成二十七年条例第十三号）の一部を次のように改める。
令和七年十二月八日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条の表宇部市立西岐波保育園の項中「一一番四〇号」を「一二番二四号」に改める。

附 則

この条例は、令和八年二月二十四日から施行する。

「説明」

西岐波保育園の建て替えに伴い、位置を変更するものである。
これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧
新
旧
対
照
表
新

(名称及び位置)

第二条

名称	宇部市立西岐 波保育園
位置	宇部市床波四丁目一番四 〇号

(名称及び位置)

第二条

名称	宇部市立西岐 波保育園
位置	宇部市床波四丁目一番二 四号

議案第 110 号

宇部市立保育所条例中一部改正の件

1 目的

西岐波保育園の建て替えに伴い、位置を変更するもの。

2 改正内容

西岐波保育園の位置について、次のように位置を定める。

(旧) 宇部市床波四丁目 11 番 40 号

(新) 宇部市床波四丁目 12 番 24 号

3 施行日

令和 8 年 2 月 24 日

議案第百十一号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例制定の件

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和七年十二月八日提出

宇部市長 篠崎圭二

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成二十六年条例第三十一号)の一部を次のように改める。

第十五条第一項第一号中「この号及び次号において」を削る。

第二十五条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号)」に改める。

(宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年条例第三十二号)の一部を次のように改める。

第十二条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

(宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年条例第三十三号)の一部を次のように改める。

第十三条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部改正等に伴い、関係条例の整理を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成二十六年条例第三十一号)

旧

新

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条

一 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。))第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(虐待等の禁止)

第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号

に
掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条

一 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下
「認定こども園法」という。))第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(虐待等の禁止)

第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。

宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十二号）

旧

（虐待等の禁止）

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心に有害な影響を与える行為をしてはならない。

新

（虐待等の禁止）

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用者の心に有害な影響を与える行為をしてはならない。

宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年条例第三十三号）

旧

（虐待等の防止）

第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

新

（虐待等の防止）

第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

議案第 1 1 1 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例改正の件

1 目的

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うもの。

2 改正内容

(1) 児童福祉法の一部改正により、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告先や虐待を受けた児童からの届出先を、施設・事業の認可等の権限を有する都道府県知事又は市町村長とする規定が新たに設けられたもの。

当法改正により、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている「児童福祉法第 33 条の 10」に、「第 2 項」及び「第 3 項」が新設されることに伴い、本条例中、同条の規定を引用している条文について、「法第 33 条の 10 各号」を「法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改めるもの。

3 関係条例

- (1) 宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (2) 宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

4 施行日

公布の日

議案第百二十二号

宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 中一部改正の件

宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十三号）の一部を次のように改める。

令和七年十二月八日提出

宇部市長 篠崎圭二

第十二条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。
第十七条第二項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならぬ。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(虐待等の禁止)

第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号

に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第十七条

2| 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができず、この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項

各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第十七条

2| 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳幼児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

議案第 1 1 2 号

宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中 一部改正の件

1 目的

児童福祉法等の一部を改正する法律、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の内閣府令が施行されたことにより、関係条例の整備を行うもの。

2 改正内容

(1) 児童福祉法の一部改正により、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告先や虐待を受けた児童からの届出先を、施設・事業の認可等の権限を有する都道府県知事又は市町村長とする規定が新たに設けられたもの。

当法改正により、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている「児童福祉法第 33 条の 10」に、「第 2 項」及び「第 3 項」が新設されることに伴い、本条例中、同条の規定を引用している条文について、「法第 33 条の 10 各号」を「法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改めるもの。

(2) 母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が家庭的保育事業者等の健康診断の全部又は一部に相当と認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないとすることができるとされたもの。(従来は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみ)

3 施行日

公布の日

議案第百十三号

宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件

宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年条例第二十四号）の一部を次のように改める。

令和七年十二月八日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表中「一八五、八〇〇円」を「二〇〇、〇〇〇円」に、「一七五、七〇〇円」を「二〇〇、〇〇〇円」に、「九七、八〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

「説明」

県内における学校医等の報酬水準を踏まえ、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬額を見直すものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

別表(第二条、第六条関係)

区分	報酬
学校医	一校につき年額一八五、八〇〇円に、担当する学校の児童生徒数、出務回数等を勘案して任命権者が市長の承認を得て定める額を加算した額
学校歯科医	一校につき年額一七五、七〇〇円に、担当する学校の児童生徒数、出務回数等を勘案して任命権者が市長の承認を得て定める額を加算した額
学校薬剤師	一校につき年額九七、八〇〇円に、出務回数等を勘案して任命権者が市長の承認を得て定める額を加算した額

別表(第二条、第六条関係)

区分	報酬
学校医	一校につき年額二〇〇、〇〇〇円に、担当する学校の児童生徒数、出務回数等を勘案して任命権者が市長の承認を得て定める額を加算した額
学校歯科医	一校につき年額二〇〇、〇〇〇円に、担当する学校の児童生徒数、出務回数等を勘案して任命権者が市長の承認を得て定める額を加算した額
学校薬剤師	一校につき年額一〇〇、〇〇〇円に、出務回数等を勘案して任命権者が市長の承認を得て定める額を加算した額

議案第122号

工事請負変更契約締結の件

令和6年12月市議会定例会において議決された議案第111号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 410,528,800円也
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
(当初 一金 406,868,000円也)

【説明】

- 1 工事名 見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事
- 2 工事場所 宇部市松山町二丁目4番42号
- 3 工事の概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て
延べ面積 893.97㎡
- 4 契約の相手方 島田工務店・高橋建設共同企業体
代表者 宇部市小松原町二丁目4番18号
株式会社島田工務店
代表取締役 島田政明
宇部市松山町一丁目7番27号
高橋建設株式会社
代表取締役 高橋朋宏
- 5 変更の理由 本市が発注する建設工事に関する公契約指針に基づく週休2日モデル工事の達成状況等を踏まえ、工事請負金額を増額変更するものである。

議案第 115 号

宇部市体育施設（宇部市西部体育館ほか 12 施設）に係る指定 管理者の指定の件

下記のとおり宇部市体育施設（宇部市西部体育館ほか 12 施設）の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 8 日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名	称	位	置
宇部市西部体育館		宇部市島三丁目 9 番 16 号	
宇部市武道館		宇部市島三丁目 9 番 30 号	
宇部市東岐波体育広場		宇部市大字東岐波字水落 1450 番 25	
宇部市東部体育広場		宇部市明神町三丁目 2 番 2	
宇部市厚南体育広場		宇部市厚南中央五丁目 696 番	
宇部市黒石体育広場		宇部市大字東須恵字下平迫 20443 番	
サンライフ宇部		宇部市神原町一丁目 6 番 20 号	
パルセンター宇部		宇部市西平原四丁目 9 番 1 号	
中央公園	テニスコート	宇部市神原町一丁目 7 番 45 号	
	弓道場	宇部市神原町一丁目 6 番 24 号	
	アーチェリー場	宇部市神原町一丁目 6 番 26 号	
常盤公園	多目的広場	宇部市大字上宇部字土取 310 番地	
	サッカー場	宇部市大字沖宇部字常盤 1 番 1	

2 指定管理者の候補者

宇部市スポーツ協会グループ

代表者 宇部市恩田町四丁目1番4号

公益財団法人宇部市スポーツ協会

理事長 千 葉 泰 久

大阪府中央区北浜四丁目1番23号

美津濃株式会社

代表取締役社長 水 野 明 人

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

**議案第 1 1 5 号 宇部市体育施設（宇部市西部体育館ほか 1 2 施設）
に係る指定管理者の指定の件**

1 施設の名称及び位置

名称	位置	
宇部市西部体育館	宇部市島三丁目 9 番 1 6 号	
宇部市武道館	宇部市島三丁目 9 番 3 0 号	
宇部市東岐波体育広場	宇部市大字東岐波字水落 1 4 5 0 番 2 5	
宇部市東部体育広場	宇部市明神町三丁目 2 番 2	
宇部市厚南体育広場	宇部市厚南中央五丁目 6 9 6 番	
宇部市黒石体育広場	宇部市大字東須恵字下平迫 2 0 4 4 3 番	
中央公園	テニスコート	宇部市神原町一丁目 7 番 4 5 号
	弓道場	宇部市神原町一丁目 6 番 2 4 号
	アーチェリー場	宇部市神原町一丁目 6 番 2 6 号
常盤公園	多目的広場	宇部市大字上宇部字土取 3 1 0 番地
	サッカー場	宇部市大字沖宇部字常盤 1 番 1
サンライフ宇部	宇部市神原町一丁目 6 番 2 0 号	
パルセンター宇部	宇部市西平原四丁目 9 番 1 号	

2 指定管理者の候補者

宇部市スポーツ協会グループ

(1) 代表者

- ア 団体名 公益財団法人宇部市スポーツ協会
- イ 代表者名 理事長 千葉 泰久
- ウ 主たる事務所の所在地 宇部市恩田町四丁目 1 番 4 号

(2) 構成団体

- ア 団体名 美津濃株式会社
- イ 代表者名 代表取締役社長 水野 明人
- ウ 主たる事務所の所在地 大阪府中央区北浜四丁目 1 番 2 3 号

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 3 年 3 月 3 1 日（5 年間）

4 選定理由

宇部市体育施設（宇部地域）の指定管理候補者の選定にあたり1団体からの応募があり、令和7年11月12日に開催した指定管理候補者選定委員会において、審査基準に基づき総合的に評価し、選考しました。その結果を踏まえ、市では、次の理由により上記団体を候補者に決定しました。

当該団体は、施設の設置目的を十分理解し、公益財団法人宇部市スポーツ協会の業務実績や組織の特性を活かした地域、関係機関等との連携による取組みが評価でき、生涯スポーツ及び競技スポーツの振興に繋がる運営計画や魅力ある自主事業等の事業計画が策定されている。加えて、共同事業体として美津濃株式会社が参画することにより、スポーツの専門知識や施設管理・運営のノウハウが合わさり、施設の運営能力と適格性は高く評価される。

また、経費においても、適正に確保され、施設の管理運営体制の安定的な維持・継続が可能なものであると考えられ、全体的な評価として、宇部市体育施設及び都市公園の維持・運営・管理における指定管理者として適切なものと評価される。

5 審査結果（500点満点 委員5名）

審査基準		審査項目	配点	基準点	候補者
I	住民の平等な利用を確保することができるものであること	1 施設の基本的な運営方針 2 施設の平等な利用の確保 3 個人情報の保護措置	60		44.4
II	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること	1 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 2 利用者のサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 3 施設の維持管理の内容及び実現可能性	135		101.4
III	事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること	1 施設の管理運営に係る経費の内容	110		76
IV	事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること	1 収支計画の内容及び実現可能性 2 安定した運営が可能となる人的能力 3 安定した運営が可能となる物的能力 4 類似施設の運営実績	135		93
V	その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	1 地元への貢献 2 環境への配慮 3 その他	60		42.4
合計点数			500	300	357.2

議案第 116 号

宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市渡辺翁記念会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 5 日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市渡辺翁記念会館	宇部市朝日町 8 番 1 号

2 指定管理者の候補者

東京都千代田区神田小川町一丁目 2 番地
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表取締役 橋本鉄司

3 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 117 号

宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市文化会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 8 日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市文化会館	宇部市朝日町 8 番 1 号

2 指定管理者の候補者

東京都千代田区神田小川町一丁目 2 番地
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表取締役 橋本鉄司

3 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 118 号

工事請負変更契約締結の件

令和 6 年 9 月市議会定例会において議決された議案第 86 号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 58 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 8 日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 567,930,000 円也
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
(当初 一金 486,090,000 円也)

【説明】

- 1 工事名 文化会館耐震改修他（建築主体）工事
- 2 工事場所 宇部市朝日町 8 番 1 号
- 3 工事の概要 (1) 耐震改修工事 一式
(2) 内装改修工事 一式 ほか
- 4 契約の相手方 島田工務店・高橋建設・朝見工務店共同企業体
代表者 宇部市小松原町二丁目 4 番 18 号
株式会社島田工務店
代表取締役 島田政明
宇部市松山町一丁目 7 番 27 号
高橋建設株式会社
代表取締役 高橋朋宏
宇部市島一丁目 8 番 26 号
株式会社朝見工務店
代表取締役 朝見俊夫

- 5 変更の理由 外壁防水改修工事の追加、天井内設備機器の納まり検討に伴う天井改修工事の追加等により、工事請負金額を増額変更するものである。

議案第 119 号

工事請負変更契約締結の件

令和 6 年 9 月市議会定例会において議決された議案第 87 号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 58 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 8 日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 388,069,000 円也
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
(当初 一金 351,285,000 円也)

【説明】

- 1 工事名 文化会館耐震改修他（電気設備）工事
- 2 工事場所 宇部市朝日町 8 番 1 号
- 3 工事の概要 (1) 照明設備改修工事 一式
(2) 受変電設備改修工事 一式 ほか
- 4 契約の相手方 前村電気工事・鶴谷秀電社共同企業体
代表者 宇部市神原町二丁目 8 番 51 号
前村電気工事株式会社
代表取締役 前村隆文
宇部市東琴芝一丁目 1 番 46 号
株式会社鶴谷秀電社
代表取締役 鶴谷孝二
- 5 変更の理由 照明の LED 化改修工事の追加、変圧器の更新等により、工事請負金額を増額変更するものである。

議案第120号

工事請負変更契約締結の件

令和6年9月市議会定例会において議決された議案第88号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 272,177,400円也
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
(当初 一金 252,560,000円也)

【説明】

- 1 工事名 文化会館耐震改修他（機械設備）工事
- 2 工事場所 宇部市朝日町8番1号
- 3 工事の概要 空調設備改修工事 一式 ほか
- 4 契約の相手方 富士管工・プラマー工業共同企業体
代表者 宇部市文京町6番33号
富士管工株式会社
代表取締役 柴田泰広
宇部市岬町三丁目6番37号
有限会社プラマー工業
代表取締役 篠原正博
- 5 変更の理由 労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用、天井改修範囲の増加に伴うスプリンクラー設備改修工事の追加等により、工事請負金額を増額変更するものである。

議案第121号

物 品 購 入 の 件

下記のとおり物品を購入することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 購入の目的 | 宇部市文化会館の改修に伴う什器等の整備 |
| 2 購入物品名 | 宇部市文化会館什器等 |
| 3 購入金額 | 一金 14,103,100円也
(うち消費税額及び地方消費税額 1,282,100円) |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 購入物品の規格 | 別紙のとおり |
| 6 購入の相手方 | 宇部市大字妻崎開作793番地の5
株式会社タバタ
代表取締役 田 端 博 文 |

別紙

什器等一覧

品目	数量	品目	数量
チェア	20	更衣ロッカー 3人用	3
丸テーブル	5	更衣ロッカー 4人用	1
ハイチェア	3	長椅子 (背なし)	14
カウンターテーブル	2	サインボード	10
チェア (カウンターテーブル用)	10	椅子 (スタッキングチェア)	436
パンフレットスタンド	1	椅子用台車	16
傘立	3	会議テーブル (D450)	35
玄関マット	6	会議テーブル (D600)	50
授乳チェア	2	座布団	34
こども用椅子	1	ホワイトボード(両面)	3
事務机	4	演台	1
事務机ワゴン	8	サニタリーボックス	16
キャスターチェア	8	冷蔵庫	3
収納庫 両開き及びベース	各3	プロジェクタースクリーン	3
収納庫 両開き (低) 及びベース	各3	液晶ディスプレイ	2
収納庫 オープン及びベース	各1	パーソナルブース 一式	1

議案第二百二十六号

宇部市文化会館条例中一部改正の件

宇部市文化会館条例(昭和五十四年条例第二十七号)の一部を次のように改める。
令和七年十二月八日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表第一中

三〇〇円	五〇〇円	七〇〇円	一、三〇〇円
一、一〇〇円	一、七〇〇円	二、二〇〇円	四、四〇〇円
四〇〇円	九〇〇円	一、〇〇〇円	二、一〇〇円
九〇〇円	一、五〇〇円	一、九〇〇円	三、八〇〇円
一、一〇〇円	一、九〇〇円	二、五〇〇円	四、八〇〇円
一、七〇〇円	二、八〇〇円	三、六〇〇円	七、〇〇〇円
三、三〇〇円	五、五〇〇円	七、二〇〇円	一三、八〇〇円
六〇〇円	一、〇〇〇円	一、二〇〇円	二、五〇〇円
三、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、五〇〇円	一二、五〇〇円
九、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一九、五〇〇円	三七、五〇〇円
七、七〇〇円	一二、八〇〇円	一六、六〇〇円	三二、〇〇〇円
六、六〇〇円	一一、三〇〇円	一四、一〇〇円	二八、三〇〇円
四、五〇〇円	七、五〇〇円	九、一〇〇円	一八、八〇〇円

を

一一、六一〇円	一九、三五〇円	二三、四七〇円	四八、五〇〇円
一七、〇二〇円	二九、一五〇円	三六、三七〇円	七三、〇一〇円
一九、八六〇円	三三、〇二〇円	四二、八二〇円	八二、五六〇円
二三、二二〇円	三八、七〇〇円	五〇、三一〇円	九六、七五〇円
七、七四〇円	一二、九〇〇円	一六、七七〇円	三二、二五〇円
一、五四〇円	二、五八〇円	三、〇九〇円	六、四五〇円

七、四〇〇円	一二、三五〇円	一六、二〇〇円	三一、〇六〇円
四、三八〇円	七、二二〇円	九、二八〇円	一八、〇六〇円
二、八三〇円	四、九〇〇円	六、四五〇円	一二、三八〇円
二、三二〇円	三、八七〇円	四、九〇〇円	九、八〇〇円
一、〇三〇円	二、三二〇円	二、五八〇円	五、四一〇円
二、八三〇円	四、三八〇円	五、六七〇円	一一、三五〇円
七七〇円	一、二九〇円	一、八〇〇円	三、三五〇円

に改め、

同表軽食堂の項を削り、同表備考第五項中「三十分以上は一時間に切り上げ、三十分未満は、これを切り捨てる」を「一時間に切り上げる」に改める。
別表第二照明設備の部中

フットライト	一回路	四〇〇円	
ポーターライト	一回路	八〇〇円	
スポットライト(1)	一台	二〇〇円	五〇〇ワット
スポットライト(2)	一台	三〇〇円	一、〇〇〇ワット

を

ポーターライト	一回路	八〇〇円	
スポットライト(1)	一台	二〇〇円	五〇〇ワット
スポットライト(2)	一台	二五〇円	七五〇ワット
スポットライト(3)	一台	三〇〇円	一、〇〇〇ワット

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇部市文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

「説明」

受益者負担の適正化を図るため、利用料金を見直すとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧
新
旧
対
照
表

新

別表第一 文化会館利用料金(第十条関係)

別表第一 文化会館利用料金(第十条関係)

区分	文 化 ホ ル			ロ			ハ			ニ		
	・会費	等を徴	い場合	・会費	等を徴	円以下	・会費	等を徴	円以上	・会費	等を徴	円以下
午前九時から正午まで	四、五〇〇円			六、六〇〇円			七、七〇〇円					九、〇〇〇円
正午から午後五時まで	七、五〇〇円			一、一〇〇円			一、二〇〇円					一、五〇〇円
午後五時から午前九時まで	九、一〇〇円			一、四〇〇円			一、六〇〇円					一、九〇〇円
午前九時から午後一時まで	一、八〇〇円			二、八〇〇円			三、二〇〇円					三、七〇〇円

区分	文 化 ホ ル			ロ			ハ			ニ		
	・会費	等を徴	い場合	・会費	等を徴	円以下	・会費	等を徴	円以上	・会費	等を徴	円以下
午前九時から正午まで	一、一〇〇円			一、七〇〇円			一、九〇〇円					二、三〇〇円
正午から午後五時まで	一、九〇〇円			二、九〇〇円			三、三〇〇円					三、八〇〇円
午後五時から午前九時まで	二、三〇〇円			三、六〇〇円			四、二〇〇円					五、〇〇〇円
午前九時から午後一時まで	四、八〇〇円			七、三〇〇円			八、二〇〇円					九、六〇〇円

軽食堂	楽屋	和室	第三研修室	第二研修室	第一研修室	第三展示室	第二展示室	第一展示室	研修ホール	以上
										月額
円 三〇〇	円 〇〇	円 一、一	円 四〇〇	円 九〇〇	円 一、一	円 〇〇	円 三、三	円 六〇〇	円 三、〇	
円 五〇〇	円 〇〇	円 一、七	円 九〇〇	円 一、五	円 一、九	円 〇〇	円 五、五	円 一、〇	円 五、〇	
円 七〇〇	円 〇〇	円 二、二	円 一、〇	円 一、九	円 二、五	円 〇〇	円 七、二	円 一、二	円 六、五	
円 一、三	円 〇〇	円 四、四	円 二、一	円 三、八	円 四、八	円 〇〇	円 七、〇	円 二、五	円 一、二	

備考

5 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げる一時間につき現に許可を受けた利用料金の一時間当たりの額の二割に相当する額を加算する。この場合において、一時間に満たない時間は、三十分以上は一時間に切り上げ、三十分未満は、これを切り捨てる。

別表第二 文化会館附属設備利用料金（第十条関係）

楽屋	和室	第三研修室	第二研修室	第一研修室	第三展示室	第二展示室	第一展示室	研修ホール	以上
									月額
円 七七〇	円 三〇	円 一、〇	円 二〇	円 二、八	円 八〇	円 七、四	円 四〇	円 七、七	
円 九〇	円 八〇	円 二、三	円 七〇	円 四、九	円 二〇	円 三、五〇	円 八〇	円 九〇〇	
円 一、八	円 七〇	円 八〇	円 二、五	円 六、四	円 八〇	円 二〇〇	円 九〇	円 七、七〇	
円 三、三	円 三五〇	円 一〇	円 五、四	円 三、八〇	円 〇六〇	円 〇六〇	円 五〇	円 二、五〇	

備考

5 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げる一時間につき現に許可を受けた利用料金の一時間当たりの額の二割に相当する額を加算する。この場合において、一時間に満たない時間は、一時間に切り上げる。

別表第二 文化会館附属設備利用料金（第十条関係）

区分	設備器具名	単位	利用料金	備考
	照明 設備 フットライ ト ポーター イ ト スポット イ ト スポット イ ト スポット イ ト	一回 路 一回 路 一回 路 一回 路 一回 路	四〇〇円 八〇〇円 二〇〇円 三〇〇円 二〇〇円 三〇〇円 二〇〇円 三〇〇円	備考

区分	設備器具名	単位	利用料金	備考
	照明 設備 ポーター イ ト スポット イ ト スポット イ ト スポット イ ト スポット イ ト	一回 路 一回 路 一回 路 一回 路 一回 路	八〇〇円 二〇〇円 二五〇円 三〇〇円 二〇〇円 三〇〇円 二〇〇円 三〇〇円	備考

宇部市渡辺翁記念会館及び宇部市文化会館の指定管理者の候補者の選定について

宇部市渡辺翁記念会館及び宇部市文化会館については、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、平成26年度から指定管理者制度を導入しており、現行の指定期間が令和8年3月31日をもって満了となることから、この度、指定管理候補者を選定しました。

指定管理者の選定方法については、指定管理者制度を導入した平成26年度からの5年間、及び平成31年度からの5年間、並びに令和6年度からの2年間は全て非公募とし、現在の指定管理者である公益財団法人宇部市文化創造財団を単独指定しておりましたが、この度、指定管理者制度の趣旨に鑑み、能力ある事業者の幅広い参入機会を確保し、また、民間の持つノウハウを最大限に活用する機会を得るために、単独指定から公募による選定に切り替えました。

1 施設の名称及び位置

- (1) 宇部市渡辺翁記念会館（宇部市朝日町8番1号）
- (2) 宇部市文化会館（宇部市朝日町8番1号）

2 指定管理者の候補者

- (1) 団体名 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- (2) 代表者 代表取締役 橋本 鉄司
- (3) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

3 指定期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

4 選定理由

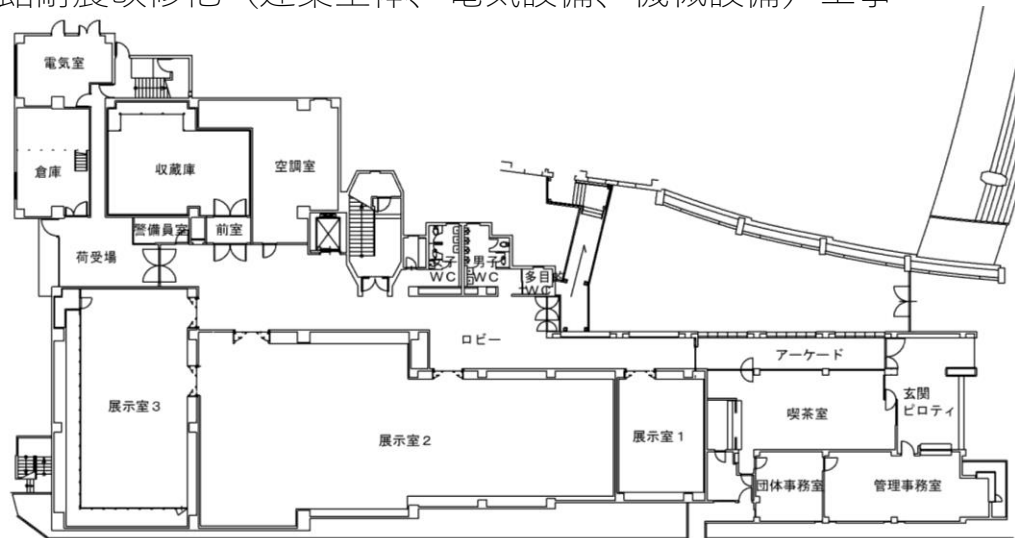
指定管理者の選定にあたっては、2団体からの応募があり、11月18日に開催した指定管理候補者選定委員会において、審査基準に基づき審査した結果、次の理由により、上記団体を指定管理候補者に決定しました。

株式会社ケイミックスパブリックビジネスは、現在、全国68自治体において98館の公共文化施設を管理運営するエキスパートであり、そのうち75施設がホールを有する施設で、その豊富な経験・ノウハウと実績から、質の高いサービスを提供可能と考えられる。また、全国展開するスケールメリットを生かした自主文化事業の実施や人材育成の取り組み、全国ネットワークを活用した事業展開による経費縮減など、安定的な経営感覚においても優れており、総合評価として、宇部市渡辺翁記念会館及び宇部市文化会館の運営管理における指定管理者として、適切なものと評価される。

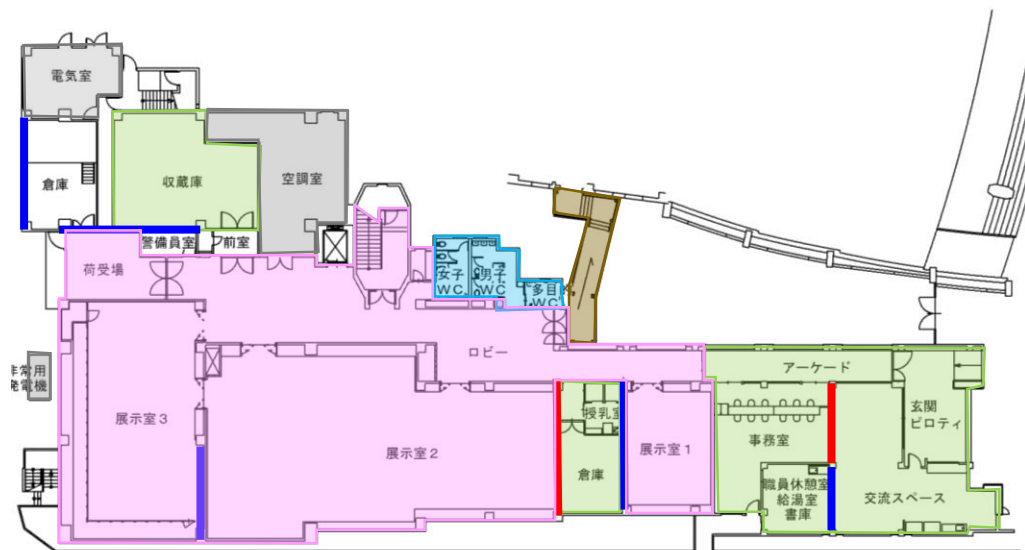
5 審査結果（400 点満点 審査員 4 名）

審査基準	配点	候補者	A団体
1 市民の平等な利用を確保することができるものであること。	40	30	27
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	120	88	78
3 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。	60	37	38
4 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	120	79	76
5 その他施設の管理運営に必要な事項	60	41	36
合計	400	275	255

文化会館耐震改修他（建築主体、電気設備、機械設備）工事



改修前



改修後

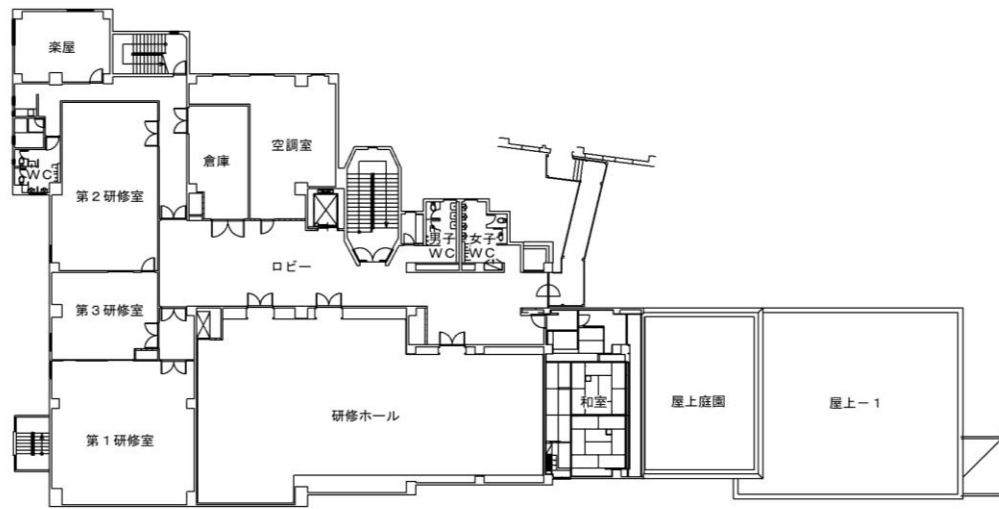
1 階 平面 図

■ 工事概要

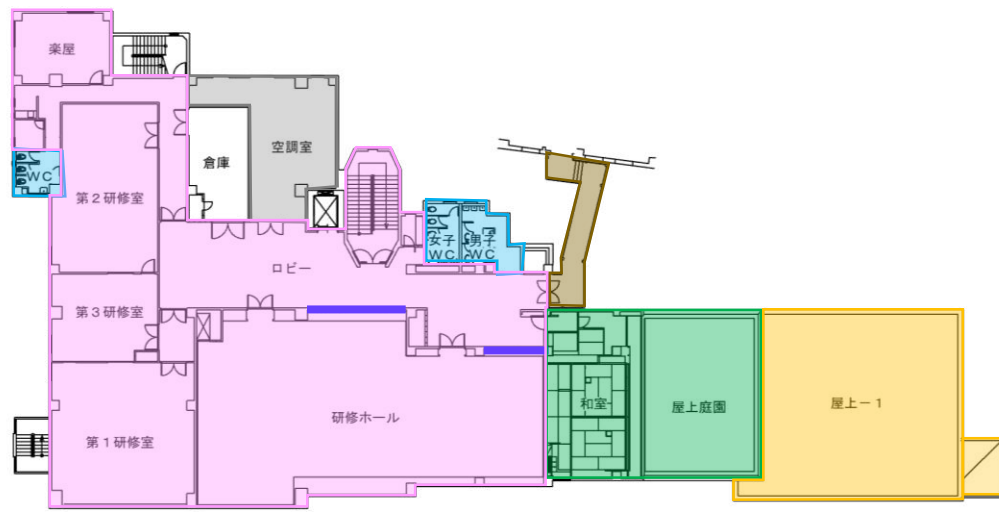
- 【建築主体】
 - ・耐震改修工事
 - ①耐震壁設置<1、2階>
 - ②特定天井改修<3階文化ホール>
 - 【変更】外壁・防水工事、天井改修工事
 - ・内装改修工事
 - ①間取り改修<1、2階>
 - ②座席更新<3階文化ホール>
 - ③トイレの改修<各階>
 - ④収蔵庫改修<1階>
 - ・その他工事
 - ①建具(サッシ)改修<全館>
- 【電気設備】
 - ・照明設備改修工事
 - ①照明LED化改修
 - ②舞台照明設備改修<3階文化ホール>
 - 【変更】照明LED化追加
 - ・受変電設備改修工事
 - ①受変電設備改修<1、2階空調室>
 - 【変更】変圧器改修追加
 - ②非常用発電設備取替<1階>
 - ・その他工事
 - ①ヒアリングループ設置<3階文化ホール>
- 【機械設備】
 - ・空調設備改修工事
 - ①空調設備・換気設備改修<全館>
 - ・その他工事
 - ①トイレ改修<各階洋式化>
 - ②給水設備改修<方式変更>
 - 【変更】スプリンクラー改修工事追加

- 耐震壁新設箇所 2カ所
- 耐震壁増打ち箇所 5カ所
- 間取り全面改修
- 間取り部分改修
- トイレ改修
- 設備改修（電気・機械）
- 鉄骨塗装

文化会館耐震改修他（建築主体、電気設備、機械設備）工事



改修前

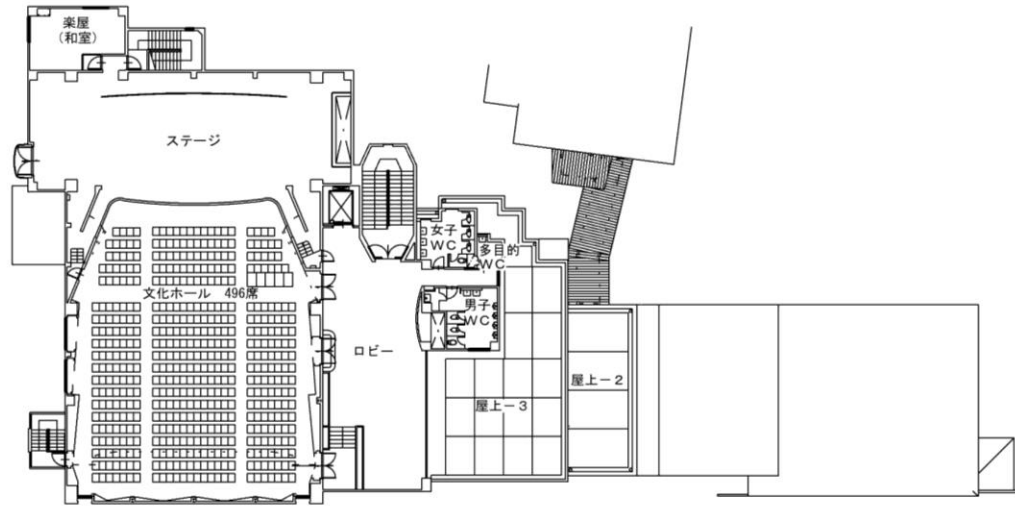


改修後

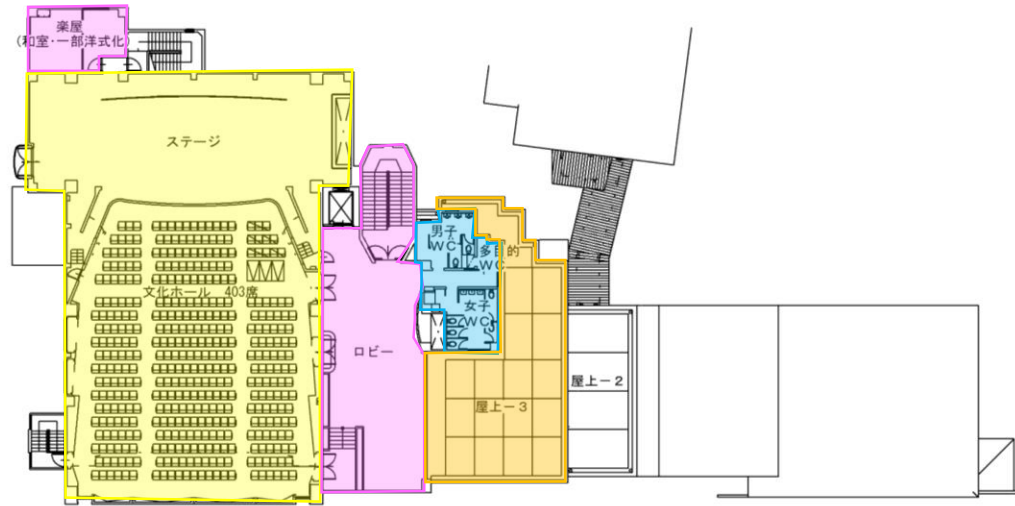
- 耐震壁増打ち 2カ所
- 間取り部分改修
- トイレ改修
- 設備改修（電気・機械）
- 和室改修・屋上庭園復旧
- 防水改修
- 鉄骨塗装

2階平面図

文化会館耐震改修他（建築主体、電気設備、機械設備）工事



改修前



改修後

【凡例】

- …間取り部分改修
- …トイレ改修
- …防水改修
- …文化ホール改修
 - 特定天井改修
 - 座席更新
 - 舞台照明設備改修
 - ヒアリンググループ設置
(一般座席 30席、車いす 3席)

3 階 平 面 図

■宇部市文化会館 使用料改定一覧 (R8.4.1施行予定)

区 分		9:00-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	9:00-22:00	
文化ホール	入場料等徴収なし	旧	4,500円	7,500円	9,100円	18,800円
		新	11,610円	19,350円	23,470円	48,500円
	入場料等徴収あり 500円以下	旧	6,600円	11,300円	14,100円	28,300円
		新	17,020円	29,150円	36,370円	73,010円
	入場料等徴収あり 501円～1,000円	旧	7,700円	12,800円	16,600円	32,000円
		新	19,860円	33,020円	42,820円	82,560円
	入場料等徴収あり 1,001円以上	旧	9,000円	15,000円	19,500円	37,500円
		新	23,220円	38,700円	50,310円	96,750円
	研修ホール	旧	3,000円	5,000円	6,500円	12,500円
		新	7,740円	12,900円	16,770円	32,250円
	第1展示室	旧	600円	1,000円	1,200円	2,500円
		新	1,540円	2,580円	3,090円	6,450円
第2展示室	旧	3,300円	5,500円	7,200円	13,800円	
	按分	2,870円	4,790円	6,280円	12,040円	
	新	7,400円	12,350円	16,200円	31,060円	
第3展示室	旧	1,700円	2,800円	3,600円	7,000円	
	新	4,380円	7,220円	9,280円	18,060円	
第1研修室	旧	1,100円	1,900円	2,500円	4,800円	
	新	2,830円	4,900円	6,450円	12,380円	
第2研修室	旧	900円	1,500円	1,900円	3,800円	
	新	2,320円	3,870円	4,900円	9,800円	
第3研修室	旧	400円	900円	1,000円	2,100円	
	新	1,030円	2,320円	2,580円	5,410円	
和室	旧	1,100円	1,700円	2,200円	4,400円	
	新	2,830円	4,380円	5,670円	11,350円	
楽屋	旧	300円	500円	700円	1,300円	
	新	770円	1,290円	1,800円	3,350円	
軽食堂	旧	月額50,000円				
	新	廃止				